

平成29年 第3回

教育委員会定例会会議録

とき 平成29年3月28日

品川区教育委員会

平成29年第3回教育委員会定例会

日 時 平成29年3月28日(火) 開会：午後5時30分
閉会：午後7時11分

場 所 教育委員室

出席委員 委員長 菅谷 正美
委員長職務代理者 鈴木 敏夫
委員 富尾 則子
委員 海沼 マリ子
教育長 中島 豊

出席理事者 教育次長 本城 善之
庶務課長 品川 義輝
学校計画担当課長 篠田 英夫
学務課長 有馬 勝
指導課長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 村尾 勝利
品川図書館長 木村 浩一
統括指導主事 山本 修史

事務局職員 庶務係長 小林 則雄
文化財係長 寺門 雄一
書記 和田 祐磨
書記 高下 聖矢

傍聴人数 1名

その他 品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第28号議案 教育委員会職員の人事異動について
- 第29号議案 審査請求について（品教行審第5号）
- 第30号議案 品川区文化財の指定について
- 第31号議案 品川区教育委員会教育長の職務代理者に関する規則について（新設）
- 第32号議案 品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
- 第33号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第34号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第35号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 第36号議案 学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 第37号議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について
- 第38号議案 学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 第39号議案 幼稚園教育職員の任免等について（採用）
- 第40号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）
- 報告事項1 学事制度審議会第6回の報告について
- 報告事項2 平成28年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について
- 報告事項3 学力定着度調査の実施について
- 報告事項4 都費教職員の任免等に関する内申について（普通退職）
- その他 平成29年4月の行事予定について

【菅谷委員長】 ただいまから、平成29年第3回教育委員会定例会を開会いたします。署名委員に富尾委員、海沼委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

まず初めに、会議の持ち方でございますが、日程第1、第28号議案 教育委員会職員の人事異動について。日程第1、第29号議案 審査請求について。日程第1、第39号議案 幼稚園教育職員の任免等について（採用）。日程第1、第40号議案 都費教職員の任命等に関する内申について（休職）。日程第2、報告事項4 都費教職員の任免等に関する内申について（普通退職）の会議の持ち方について、お諮りいたします。

日程第1、第29号議案は、個人情報に関する案件、その他は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議といたしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、第30号議案 品川区文化財の指定について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私のほうから第30号議案 品川区文化財の指定について、ご説明をさせていただきます。

品川区の文化財でございますが、品川区文化財保護条例第4条の1項の規定に基づきまして、文化財のほうを指定してございます。今回の指定文化財につきましては、資料3をごらんいただきますと、有形文化財絵画、絹本着色 宝塔絵曼荼羅となっております。所在地につきましては、品川区の南品川2丁目8番23号です。現在、改築の工事をしてございます城南小学校の隣に天妙国寺があります。そこに保管をされているものでございます。

それでは、こちらの絹本着色 宝塔絵曼荼羅の詳細な説明につきましては、事務局よりさせていただきます。

【文化財係長】 資料の2ページ及び写真が6ページ、7ページにございますので、こちらをごらんください。

今回、建議いたしますのが、天妙国寺所蔵の絹本着色 宝塔絵曼荼羅でございます。所在地及び所有者は、南品川2丁目8番23号の天妙国寺でございます。

制作年代は、南北朝時代。14世紀半ばに当たります。

数が一幅、寸法は、縦104.4センチメートル横52.1センチメートルでございます。

以下、2ページ以降、美術史的な見地としまして成城大学文芸学部の相澤先生、それから、仏教史の見地としまして立正大学仏教学部教授の寺尾先生のご見地をいただいております。

文章が長くなっておりますので、端的にご説明させていただきたいと思っております。

まず、曼荼羅とは、仏や菩薩の教えを描いた絵画でございます。一般的なものは、真言密教の教えに基づいて描かれた、マトリックス状になっており、そこで仏教の世界を抽象的に表したのかと思っております。

ところが、日蓮宗におきましては、仏の教え、特に法華経の教えを具体的に文字を用いて曼荼羅としました。これを曼荼羅本尊といいます。一般的にはその形から髭曼荼羅といひまして、同じ天妙国寺で区の指定文化財となっている、日什という人が書いた曼荼羅がそれにあたります。

その文字から絵画にしたものが、今回、お諮りする絵曼荼羅でございます。絵曼荼羅は日蓮が生きていた時代からあったというふうに言われていますけれども、現存最古のものは三島市と京都市にあるお寺がお持ちのもので、ともに14世紀鎌倉時代の最後のころのものとされております。今回、お諮りする天妙国寺のものは、それに次ぐ時代のものというふうに言われています。

その絵曼荼羅ですけれども、江戸時代の初めごろまででして、大体、現存するものが35点余りしかございません。今回お諮りするものは、その中の1点ということになります。

絵曼荼羅の表現としまして、資料の写真の真ん中の丸の中に、多宝塔がありお釈迦様と多宝菩薩がいますが、その多宝塔があるものとならないもので、絵曼荼羅は大別でき、前者を宝塔絵曼荼羅といいます。また塔の中の釈迦・多宝両尊の姿により様々なバリエーションがありますが、この資料は釈迦・多宝両尊が合掌し、ともに宝冠を被るという姿をしえおります。

このような姿の釈迦・多宝両尊を本尊とするのは、日蓮宗の中でも日什門流でして、そのいわば本山は千葉県市川市中山の法華寺です。日什門流の諸寺院でも同じ姿の釈迦・多宝両尊を本尊がありますが、天妙国寺の前身の妙国寺は日什門流の有力寺院でした。天妙国寺には、今回お諮りいただいております曼荼羅のほかにも、仏様として同じ形の仏像がございます。

さてこの資料は宝塔絵曼荼羅の中でもかなり時期の早いものでして、一番早いといわれている京都の本法寺のもの、これは14世紀の鎌倉時代に描かれたとされるのですが、それに次ぐものであるというふうには考えられております。

さらに、この資料とそっくりの絵柄のものが、横浜市の本興寺というお寺にもございまして、私もホームページで拝見したのですが、若干、色は違うのですが、仏の配置等が同じになっております。このように同じ配置、同じレイアウトという絵曼荼羅は、この35点余りある中でも、同一というものがこの本興寺と天妙国寺の一組しかないということで、非常に珍しいというふうには言われています。両寺院とも、かつては日什門流に属しており、宗教学的に興味深いということでございます。

また、これの制作についても、果たしてどういうふうにつくったのか。例えば片方を模写してつくられたのか、両方とも同じ工房・絵師がつくったかというのも、今後、両方をより研究することによって、研究が深まるのと思われ、絵画史的にも注目すべき資料であるといえます。そして、いつ妙国寺に入ったかということも、品川の歴史を考える上でも興味深いといえます。

続いて、3番、美術史から見た評価を相澤先生のほうに頂戴しまして、上から2番目、

画絹はというところがございますけれども、剥落等も目立って、ちょっと傷んではおりますが、古い時代のものにしては非常に良好とのことです・釈迦・多宝両尊とも、お体は金泥、それから、肉線は墨で描いたあと、朱でなぞっているということで、写真の2枚目にアップしたものがございます。

法服、お召し物のほうは、切金、つまり細かく切った金箔が張られているというのが注目される点です。また、衣のほうもちょっと蓮華座に垂れているのも特徴として考えられるというふうにされております。

あと、資料の下から2つ目の段落ですけれども、二明王とか四天王等々もいろいろな描き方で描かれているものの、切金は見られないのが特徴であり。日輪は金泥、月輪は銀泥で描かれていることが明らかになりました。

このような特徴というのは、このページの最後の段落ですが、鎌倉時代の仏画の典型的な特徴であるものの、仏様の体軀がやや張りがなくなって小ぢんまりとして、顔も、2枚目の写真にあるように、ちょっと子供っぽいような形が見え、全体的に弛緩したような表現が目立つとしています。よって、鎌倉時代よりもちょっと時代が行った南北朝期に入ったところ、14世紀半ばのころの作であろうとお考えでいらっしゃいます。

このように、もともと関東から伝来した中世絵画というのは、東京でも例が非常になくて、希有な作品であるというのが、美術史的な評価でございます。

相澤先生も寺尾先生と同じように、横浜市の本興寺の宝塔絵曼荼羅との類似に注目していらっしゃいます。絵曼荼羅が京都に伝わりますと、複雑なデザインとなっていきます。それに対し、天妙国寺・本興寺の絵曼荼羅はシンプルな構図が基調であり、それは中山本流、つまり日什の門流の仏画として非常に意味深いんじゃないかというような結論をいただいております。

両先生の評価としましては、南北朝期までさかのぼれる仏画は、関東では鎌倉も含めて希少であり、特に日蓮宗（法華宗）独特の中世仏画というのは貴重とのことです。

同宗特有の絵曼荼羅の中で、江戸初期までに制作されたものは35点余りしか残っておらず、その中でも本図の制作年代は古く、仏教史的・美術史的に刮目すべき資料である。さらに、所蔵寺院と同じ日什門流の横浜市本興寺本と唯一の同一画像であり、南北朝期の同門流を考察する上で貴重な示唆を与えているというふうにされています。

品川区という見地から見ますと、さらに室町期・戦国期に海運業で隆昌した品川を代表する寺院である天妙国寺の所蔵であり、その前代、つまり南北朝期にも文化地帯としてのよすがをもうかがわせる歴史資料として、その存在は極めて大きなものがあるというふうに評価をいただいております。

以上です。

【庶務課長】 今、ありましたとおり、文化財保護条例の39条により、教育委員会から事前に文化財保護審議会に、この指定につきまして諮問をさせていただきます。

3月24日に文化財保護審議会が行われまして、その中では、こちら曼荼羅については、品川区にとって大変貴重なものであり、ぜひ、文化財に指定すべきであるという答申をいただいております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

【菅谷委員長】 質疑はございますでしょうか。

鈴木委員長職務代理人。

【鈴木委員長職務代理人】 こういった相澤先生、寺尾先生がしっかりとご意見を出していただいて、なおかつ審議会のほうでもきちんとそういう形で審議していただいているという状況から判断して、異議はないものと思いますが、いかがでしょうか。

【菅谷委員長】 海沼委員、よろしゅうございますね。

【海沼委員】 はい。

【菅谷委員長】 それでは、品川区文化財の指定について採決いたしますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 それでは、採決いたします。本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第31号議案 品川区教育委員会教育長の職務代理人に関する規則について(新設)、説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から第31号議案 品川区教育委員会教育長の職務代理人に関する規則について、ご説明のほうをさせていただきます。

先般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、教育長と教育委員長の職が統合され、新教育長に一本化されております。ただ、品川区では経過措置としまして、現教育長の任期である4月12日までは現行の体制をとっておりますが、4月13日以降につきましては、新体制になることに伴いまして、この規則のほうを新たに新設してございます。

それでは、資料の4番をごらんください。

第1条でございます。第1条は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとなっております。この法律の中には、あらかじめその指名する委員がという表現になっておりまして、ここにあります職務代理人という表現が使われておりませんので、しっかりと職務代理人という表現を使うために、新たに職務代理人に関する規則ということで設けております。

第2条をごらんください。

職務代理人は、法第13条第2項の規定に基づき、あらかじめ教育委員会の委員のうちから指名するとなっております。

要するに、新教育長が欠けたときに職務代理人が新たに業務を行うということを示してございます。

続きまして、第3条になります。

第2条の規定により指名された職務代理人は、法第25条第4項の規定に基づきとあります。これにつきましては、教育長の行う業務の中で、一般の事務職員に権限を委任することができる業務となっております。教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務の一部を次に掲げるところにより教育委員会事務局の職員に委任することができる

となっております、第1順位としまして教育次長、第2順位としましては庶務課長となっております。

これは、まだ現行、有効ではあるのですが、品川区教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則がございます。要するに、今の教育長の業務を教育次長、庶務課長に何かあったときには委任しますという規則があるのですが、これが新教育長体制で行うことによりまして、この規則が有効ではなくなるため、新たにこの職務代理者に関する規則を設けて対応をするという部分でございます。

説明は以上になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【菅谷委員長】 質疑はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、品川区教育委員会教育長の職務代理者に関する規則について（新設）、採決いたしますが、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【菅谷委員長】 それでは、採決いたします。本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件は、原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第32号議案 品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私のほうから第32号議案 品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則のほうをご説明させていただきます。

こちらは、資料5番をごらんください。

5番をごらんいただきまして、ページをおめくりいただきますと、こちらは新たに既存のものを直すという形で、今回、議案のほうを上げておりますので、次ページに新旧対照表がございます。右側が旧規則となっております。左側が新規則となっております。変更する部分につきましては、アンダーラインを引いてございます。

まず、この規則なんですけれども、これは教育委員会内にある各所属です。庶務課、学務課、指導課とございます。その中で、指導課の人事係はどういう仕事をしなければいけないかということ定義している規則でございます。

この中で指導課の教職員人事係の部分です。こちらの旧規則のほうを見ていただきますと、(7)で定義をしております品川区教職員互助会に関すること。こちらが新規則ではなくなっております。これは、品川区教職員互助会が解散になったことに伴いまして、この部分の業務をなくすということでございます。

それから、(8)が繰り上げで(7)に変更するというところでございます。

続きまして、学校地域連携係、これも同じく指導課なんです、ここの(2)です。プラン21の推進に係わる会議および調整に関すること。これは現在、学事制度審議会等を行っているところで、品川の教育改革を進めていくということも含めまして、文言をプラン21から教育改革というように変更するものでございます。

説明は以上になります。よろしくご審議をお願いいたします。

【菅谷委員長】 質疑はございませんでしょうか。

それでは、品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について採決いたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 それでは、採決いたします。本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件は、原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第33号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について並びに第34号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、以上、一括して説明をお願いいたします。

【指導課長】 それでは、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

資料6をごらんください。

両案は、育児休業、介護休業と育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正が行われたことを踏まえ、第1回定例会本会議において可決、成立いたしました、勤務時間条例の改正に伴い所管の所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、深夜勤務の制限等に係るこの範囲を拡大いたします。また、超過勤務の免除の申請の請求権者に、要介護者の介護を行う職員を新たに加えます。前段につきましては、この範囲が増えたということで、その項がずれたことから長い文章になっておりますが、8ページの第30条の2をごらんいただければと思います。

その他、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが認められる休暇である介護時間が新設されたことに伴いまして、その承認期間等を定めることといたします。具体的な取得方法としては、第30条の2の2に書かれておりますように、1日の勤務時間の始め、または終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で30分を単位として取得できるものと規定いたします。

これらの改正に伴い、両規則中の各様式についても所要の改正を行うことといたします。この両規則につきましては、平成29年4月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。

【菅谷委員長】 質疑はございませんでしょうか。

今、幼稚園のほうのあれですから、学校教育職員のほうも同じということですか。

指導課長。

【指導課長】 幼稚園教育職員の資料を活用して説明いたしましたけれども、同じものがございます。

【菅谷委員長】 はい。質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、第33号議案、第34号議案について採決いたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 それでは、採決いたします。本件は、原案どおり可決することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件は、原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第35号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について並びに第36号議案 学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、以上を一括して説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則及び学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。どちらも同じ内容ですので、資料の8を使ってご説明させていただきたいと思えます。

両案は、昨年の改正について引き上げ改定を行いました勤勉手当の支給割合について、平成29年度においては、6月期及び12月期に当該引き上げ分を均等に割り振り支給することとなるよう改めるものでございます。また、育児休業の取得促進を図るため、勤勉手当の支給期間における決定日数の算定に当たり、育児休業に係る期間が1カ月以下である場合は、当該期間を欠勤等の期間から除くものとする改正をするものであります。

両規則は、平成29年4月1日から施行したいと考えております。

以上です。

【菅谷委員長】 質疑をお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、第35号議案、第36号議案について採決いたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 それでは、採決いたします。本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件は、原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第37号議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

資料の10をごらんください。

本案は、他の職員との均衡を図る観点から、人事交流により異動した場合の号給決定について定めた本条の規定を、都を退職して国に派遣されていた者の号給決定においても適用できるよう規定整備を行うものであります。本規則は、平成29年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

【菅谷委員長】 指導課長、1つだけ。「等」というのが入ったんですが、交流以外に何か出向が。

指導課長。

【指導課長】　そもそも人事交流となっているものは、区市町村間の異動でありまして、この「等」というのは、国に、例えば文部科学省に派遣するというようなことで、国との人事交流を指したものでございます。

ちなみに、区の職員は入っていたのですが、幼稚園教育職員には「等」が入らないままこれまで使われていましたので、改めてここで「等」を入れさせていただいております。

以上です。

【菅谷委員長】　わかりました。質疑はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について、採決いたしますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】　それでは、採決いたします。本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】　異議なしと認め、本件は、原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第38号議案 学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】　続いて、学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

資料11をごらんください。

本案は、東京都の副校長の管理職手当の引き上げに合わせて、区固有教員の副校長の管理職手当を引き上げる改正を行うものであります。

具体的な改定内容といたしましては、現行の7万2,300円から8万700円に、8,400円引き上げることといたします。

本規則は、平成29年4月1日から施行したいと考えております。

以上です。

【菅谷委員長】　質疑はございませんか。

私のほうから1つだけですが、実際の金額が変わったということで、どこかとのバランスをとった結果だと思ふんですが、そのように考えていいんでしょうか。

指導課長。

【指導課長】　副校長の勤務状況は、非常に厳しい状況にございますので、都としても、この状況を踏まえて管理職手当を引き上げることを行っております。今回は、それを踏まえて区固有教員で初めて管理職となる副校長に対しても都と同様に管理職手当を引き上げる改正を行うべく、出させていただいたものです。

以上です。

【菅谷委員長】　はい。わかりました。質疑はございませんでしょうか。

それでは、学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について、採決いたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 それでは、採決いたします。本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件は、原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第2、報告事項1 学事制度審議会第6回の報告について、説明をお願いいたします。

学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 それでは、資料の14になります。学事制度審議会第6回の報告について、ご説明させていただきます。

3月16日でございますけれども、学事制度審議会第6回目が開催されました。当日は、議論されました項目としましては、3番の議題のところがございますが、品川区立義務教育学校に関する学事制度等のあり方についてということで、前回までで学区域等に関して一定の整理ができましたので、また、新たな課題として、義務教育学校に関する議論をしていただいたところがございます。

具体的には、下の①から⑤に書かれている部分が論点となりまして、ご議論いただいたものでございます。

①が、義務教育学校のあり方に関する教育的観点からの検討ということで、こちらは、義務教育学校の教育側面の部分につきまして、現在は、品川教育検討委員会のほうで検討を進めておりますので、こちらからの報告といたしますか、考え方について一定のご教示をいただいているということでございます。それに基づいて、学事制度として落とし込んだときにどうなるかということをご議論いただいたということでございます。

②から⑤までは、学事制度審議会でご議論いただいている、それぞれの項目になります。それぞれの項目と義務教育学校との関係を論点としてご議論いただくと、義務教育学校だけ取り出しても、議論が広がってしまってまとまりがつかないはいけないということで、学事制度審議会との関係を明確にしなごうとお話しただごうということで、このような②から⑤までの論点を指し示させていただいたものでございます。

②が義務教育学校の適正規模。③が学区域ということで、この適正規模と学区域に関しましては、既に学事制度審議会の中で一定の議論はしていただいているところでございますけれども、その際にも、義務教育学校に関する視点があまり深くできていないのではないかとご指摘もいただいたところでございますので、改めまして、この場で義務教育学校のそれぞれ適正規模・学区域についてご議論いただくというような趣旨で挙げさせていただきます。

また、④と⑤。④は学校選択制に関するごこと、それから、⑤は義務教育学校の今後の展開ということで、こちらは学事制度審議会でごこれからご審議いただく部分でございますけれども、逆に、義務教育学校との関係性を一旦こちらのところでご議論いただき、整理をしていただいた上で、改めまして、それぞれ各選択制等について深くご議論いただくといったことを想定してございます。

当日は、こういった形でかなり広い範囲で論点をご提示させていただいたものですから、1個1個潰していくという形よりも、むしろそれぞれの委員さんのお立場から、自由な形でご議論いただきながら、次回、ある程度、一定の整理をつけたいというような形で進め

させていただきますので、この場でこういった形でご意見が出たのかというのは、一言でなかなか申し上げるのが難しく、かなり幅広いご議論をいただいているということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、次回、4月の学事制度審議会におきまして、この義務教育学校の考え方について一定の整理をしていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【菅谷委員長】 質疑はございませんでしょうか。

だんだん核心に触れてくるような話題になってきたような感じがするんですけどもね。次回のあれが楽しみです。

よろしゅうございますか。学事制度審議会第6回の報告について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項2 平成28年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私からインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、ご報告いたします。

資料は15になります。3ページ目をごらんいただきたいと思います。

前回、3月3日にご報告させていただいた時点では、ナンバー61の品川学園まででございました。その後、62から67まで6件8学級が学級閉鎖ということで、新たに追加されたことでございます。

これによりまして、今シーズン11月に2件2学級、12月に9学級、1月が一番ピークでして47学級、そして2月が26学級、3月は8学級ということで、合計、今シーズン92学級が学級閉鎖になったということでございます。

ちなみに、昨年は、82学級ということですので、10学級ほど増えたということでございます。学級閉鎖になった学校数でございますけれども、小学校が23校、中学校が5校。義務教育学校で5校。合計が33校ということでございます。学級閉鎖にならなかった学校もあるということでございます。

私からの報告は以上でございます。

【菅谷委員長】 質疑はございませんでしょうか。

それでは、平成28年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項3 学力定着度調査の実施について、説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、資料16、平成29年度品川区学力定着度調査の実施についてをごらんください。

これまでも、第4学年と第7学年において実施してきた区独自の学力調査であります。

れども、経年で子供一人一人の変化を見ることが難しいということ、さらに各学校でもプラン21予算を活用して、標準型の学力調査を行ってきたということから、両方1つにまとめまして、第2学年から第9学年、全ての学年において毎年4月に学力調査を実施することで、各学校の指導計画の見直し、また、指導方法の改善、児童・生徒の学力向上及び学校改善に資することを目的として、次年度からこれまでの区の学力定着度調査を改善するような形で実施していきたいと考えております。

調査の目的は、大きく3点記しましたがけれども、(1)学習指導要領に示された教科の目標や内容の実現状況を把握し、教育課程や指導方法等に関わる区の課題を明確にすることで、その充実・改善を図るとともに、区の教育施策に生かす。2点目といたしまして、各学校は、教育課程や指導方法に関わる自校の課題・解決策を明確にするとともに、調査結果を経年で把握することで、児童・生徒一人一人の学力の向上を図る。3点目として、区民に対し、区立学校における児童・生徒の学力等の状況について、広く理解を求める。この3点を目的としております。

調査日時は、平成29年4月19日水曜日でございます。

3番目、調査内容でありますけれども、教科としましては、第2学年及び第3学年は、国語、算数の2教科。そして、第4学年から第6学年は、国語、算数、社会、理科の4教科。第7学年から第9学年は、国語、数学、社会、理科、英語の5教科。それに加えて、意識調査としまして、児童・生徒の学習や生活に関する意識や生活状況等を調査していきたいと考えております。

スケジュールでありますけれども、6月9日に各学校に調査結果を返却予定でございます。7月下旬までに各学校で結果分析及び改善策の検討を組織的に行ってもらよう指導していきたいと思っています。8月下旬までに校区教育協働委員会または外部評価委員会への報告。9月上旬に各校による態度表明の作成。そして、9月20日水曜日に各学校のホームページに公表ということで考えているところでございます。

説明は以上です。

【菅谷委員長】 どうぞ、鈴木委員。

【鈴木委員長職務代理者】 毎年、各学年でやるということで、それは画期的なことだと思いますけれども、学校で負担になるという声はないですか。

【菅谷委員長】 指導課長。

【指導課長】 これまでも区の調査とは別に、各学校でプラン21の予算を使って、2年生から9年生まで学力調査を行っていたという実態がございますので、新たな負担になるということは考えられないと思います。

以上です。

【鈴木委員長職務代理者】 ありがとうございます。

【菅谷委員長】 富尾委員。

【富尾委員】 転校したりした場合、区内での転校などのときには、前にやられたものが使われるというか、同じように評価になるのでしょうか。

【菅谷委員長】 指導課長。

【指導課長】 区内で転校したり、区内中学校への進学、または義務教育学校への転学等につきましても全て対応が可能ということになりますので、区内で生活している間は、

どこの学校に行っても、必ず、その子供の学力の経緯がわかるようになっているところで
ございます。

以上です。

【富尾委員】 ありがとうございます。

【菅谷委員長】 質問というよりは……。非常に画期的な調査方法になると思います。
前々から言っているように、子供をマスで見るのではなくて、個々の子供の成長発達とい
うのは、やっぱり学習の中で一番大事なことだと思うんですよね。統計学的に考えても、
どこでつまづいたか、どこで頑張ったか、そういうことがわかるというのは、非常に指導
の手当てをするのに一番いいことだと私は思うんですね。

それから、こんなに多く教科をやっていただくということは、やっぱり教科と教科の特
性があると思うんです。そのことがわかるんだと、一つの指導パターンというんですか、
よりよいものが出てくるのじゃないか。教育学としては、非常にありがたい。これだけの
大規模なものが手に入るデータとしてあるということは、すごくいいことではないかなと
思っています。

経年変化をするということで、数年続けるということだと思います。そのためにも財政
措置とか、いろいろなことについても考えなければいけないということと、同時に、結果
をうまく使うということが次の課題にはなると思うんですね。その辺の算段。ぜひ、十分
に考えていただきたいと思います。

以上です。

ほかに質疑はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、学力定着度調査の実施について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、その他、平成29年4月の行事予定について、説明をお願いいたしま
す。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から平成29年4月の行事予定について、ご説明いたしま
す。

資料の18番をごらんください。

4月の11日火曜日でございます。14時30分から教育施策連絡協議会がござい
ます。場所は、中野サンプラザとなっております。

続きまして、4月11日火曜日、14時から教育委員会定例会が本来はござい
ますが、さっき申しましたとおり、教育施策連絡協議会と重なりますので、4月18日14時
からと日程と時間を変更したいと考えております。

続きまして、4月25日火曜日、14時から教育委員会定例会のほうを行いたい
と思っております。

私からの説明は以上でございます。

【菅谷委員長】 質疑はよろしゅうございますか。

参加の形態のところ、細かいことがもしわかれれば、教えていただきたいのですけれど
も。4月11日の都の施策連絡協議会のところ、もうお決まりでしたか。

【庶務課長】 11日の教育施策連絡協議会のほうは、教育委員会事務局の庶務課のほうに集まっていたきまして、こちらから車をご用意いたしますので、車で中野サンプラザまで行っていただくというような形を現在のところは考えてございます。

【鈴木委員長職務代理者】 これは行きだけですよね。

【菅谷委員長】 庶務課長。

【庶務課長】 こちらは、行きだけと。帰りは、現地解散ということでお願いいたします。

【菅谷委員長】 集合時間は……。

【庶務課長】 集合時間につきましては、現在、調整しておりますので、また、改めて事務局のほうから連絡のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【菅谷委員長】 わかりました。

質疑はございますでしょうか。日程全体、よろしいでしょうか。

それでは、平成29年4月の行事予定について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 では、本件は了承いたします。

その他報告案件はございませんか。

【庶務課長】 あとは特にございません。

【菅谷委員長】 はい。わかりました。

次に、先ほど決定いたしましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴者退席)